

令和8年度 茅ヶ崎市中小企業融資制度のご案内

市では、市内中小企業者の経営の安定と促進を図るため、金融機関と協調して、市融資制度を設けています。市融資制度をご利用いただくには、事前に金融機関へ相談のうえ、市窓口で市融資制度の利用申し込みをしてください。また、利用申し込み後、金融機関や信用保証協会への融資申込・審査があります。

融資制度概要

対象となる方

全資金共通

- ・市内に事業所を有し、1年以上継続して同一事業を営んでいる方
- ・市税の滞納がなく必要な申告義務を完了している方
- ・許可または許可等を必要とする業種については、関係官庁の許可または認可を得ていること

経営安定特別資金のみ追加要件（いずれかに該当）

- ・最近3か月又は6か月の売上が前年又は前々年同期に比べて5%以上減少している方
- ・最近3か月又は6か月の営業利益率が前年又は前々年同期に比べて5%以上減少している方

利用申込みに必要な書類

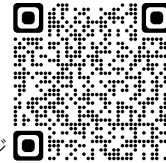
※申請書・対象確認書・委任状は市ホームページからダウンロードできます。

全資金共通

- ・茅ヶ崎市中小企業（振興・経営安定特別・小口）資金融資申込書※
- ・業種及び申込者の本人確認ができる書類（e-Tax受信通知等により提出事実を確認できる確定申告書など）
- ・許認可証の写し（許可を必要とする業種の場合）
- ・委任状（代理申請の場合）※

経営安定特別資金のみ追加書類

- ・茅ヶ崎市中小企業経営安定特別資金融資対象確認書※
- ・最近3か月（または6か月）および前年度もしくは前々年同期の試算表（各月の売上又は営業利益率が確認出来る書類）



市ホームページ

中小企業融資制度



利用申込みの窓口

茅ヶ崎市経済部産業観光課 茅ヶ崎市役所 本庁舎3階 20番窓口

資金名	資金用途	限度額	融資利率 ※固定金利	融資期間	保証人担保	信用保証	信用保証料補助	利子補給
振興資金	運転	2,000万円	2.3%以内	84月以内 (据置6か月以内)	融資を受けようとする方と取扱金融機関が協議して定める	必要に応じ取扱金融機関が定める	●	
	設備	3,000万円	2.3%以内	120月以内 (据置12か月以内)			●	●
経営安定特別資金	運転	3,000万円	(84月以内) 1.4%以内 (84月超120月以内) 1.8%以内	120月以内 (据置12か月以内)			●	●
小口資金	運転・設備	500万円	(12月以内) 1.6%以内 (12月超36月以内) 1.9%以内	60月以内			●	●

お問い合わせ先：茅ヶ崎市経済部産業観光課産業振興担当 TEL0467-81-7144(直通)

取扱金融機関

銀行 横浜銀行（茅ヶ崎支店、藤沢中央支店）／スルガ銀行（茅ヶ崎支店）／
神奈川銀行（茅ヶ崎支店、辻堂支店）／静岡中央銀行（香川支店、寒川支店、善行支店）
三菱UFJ銀行（茅ヶ崎支店）

信用金庫 湘南信用金庫（茅ヶ崎営業部、茅ヶ崎南口支店、小和田支店、若松町支店、高田支店、
寒川支店、藤沢支店）／中南信用金庫（茅ヶ崎支店）／かながわ信用金庫（辻堂支店、
湘南ライフタウン支店、羽鳥支店、藤沢営業部）

※スルガ銀行は茅ヶ崎鶴が台支店、浜見平支店、辻堂支店、湘南ライフタウン支店でもご相談できます。

※三菱UFJ銀行のご利用を希望する場合は、藤沢支店へご相談ください。

※湘南信用金庫の茅ヶ崎南口支店は、店舗形態の見直しにより茅ヶ崎営業部内の店舗内店舗となっています。

補助制度について

市では、融資制度を利用する方へ、利子や信用保証料の一部を補助しています。補助を受けるためには申請が必要となりますので、要件等を確認して申請してください。

※「市税の滞納がある場合」や「茅ヶ崎市に主たる事務所がない・市外転出の場合」など、対象外となる場合がありますのでご注意ください。

利子補給制度

振興資金（運転）を除く市融資制度において、補助対象期間に支払われた利子の一部を補助します。毎年2月頃に市より対象となる事業者の方へ申請書等を送付しています。

補助対象融資	補助対象期間	補助利率
振興資金（設備）	融資開始から3年間	利率のうち、1/2相当額
経営安定特別資金	融資開始から2年間	利率のうち、1%相当額
小口資金	融資開始から1年間	利率のうち、1.2%相当額

信用保証料補助金

信用保証協会に払い込まれた保証料の一部を補助します。

提出期限は融資実行日から1年以内です。申請書等に必要事項を記入し、神奈川県信用保証協会藤沢支店に提出してください。（申請について、取扱金融機関または市産業観光課へご相談ください。）

補助対象融資	補助額（上限25万円）	
・茅ヶ崎市中小企業融資制度 （振興資金・経営安定特別資金・小口資金） ・神奈川県創業支援融資	保証料が10万円以内	保証料相当額
	保証料が10万円超 ～40万円未満	10万円+保証料額から10万円を引いた額の1/2
	保証料が40万円以上	25万円
・神奈川県小規模クイック融資 ・神奈川県小口零細企業保証資金	保証料が20万円以内	保証料の1/2相当額
	保証料が20万円超 ～80万円未満	10万円+（保証料額の1/2から10万円を引いた額の1/2）
	保証料が80万円以上	25万円